

## ◇保護司法

(昭二五・五・二五)  
法二二・〇・四(四)

最終改正 令元一法三七

## (保護司の使命)

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

## (職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け
- 二 又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 三 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け
- 四 又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 五 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 六 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの